

# 津南町物品等入札参加資格審査申請要領

令和8・9年度に、津南町が発注する物品の調達、役務の提供等の一般競争入札・指名競争入札・見積・随意契約の締結等に参加を希望される方は、下記事項を確認していただき申請書類を提出してください。

## 1 資格審査の申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 営業をした期間が1年に満たない者。（1年経過後から隨時申請してください。）
- (2) 営業に関し、許可認可等を必要とする場合において、許認可等を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (6) 暴力団員であると認められる者。
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (9) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（8）において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (10) 法人であって、その役員のうちに（6）から（8）までのいずれかに該当する者があるもの。
- (11) 津南町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

## 2 受付期間等

定期申請期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※持参による提出については、土・日曜、祝日を除きます。

※随時申請は、令和8年4月1日から行うことができます。

## 3 資格審査の有効期限

今回申請された方の入札参加資格の有効期限は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

※令和8年4月1日以降に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期限が始まります。

## 4 提出書類等

提出書類一覧		備 考	提出区分
(1)	物品等入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	(記載方法は新潟県と同じ) 一式	必須
(2)	暴力団等の排除に関する誓約書 【第2号様式】		必須
(3)	委任状	指定様式はありませんので、任意の様式で提出をお願いします。 入札・契約手続きを支店・営業所等に委任する場合は、入札参加資格申請の際に委任状を提出してください（この場合、入札参加資格は、委任先に付与されます）。その際は、委任者の押印は不要ですが、 <u>受任者</u> は必ず押印をお願いします。	該当者 のみ
(4)	承継等（事業（営業）譲渡、合併、分割、法人設立）に関する事項 【第3号様式】		該当者 のみ
(5)	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（個人の場合は、市区町村の発行する「身分証明書」）	法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 個人：市区町村の発行する「身分証明書」 ・提出については、原本の複写可。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの	必須

(6)	津南町の町税の納税証明書	・提出については、原本の複写可。津南町の町税の納税義務がある方のみ提出が必要です。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの	該当者のみ
(7)	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のないことの証明)	法人：税務署発行の納税証明書 「その3の3」 個人：税務署発行の納税証明書 「その3の2」 ・提出については、原本の複写可。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの	必須
(8)	営業許認可等の証明書の写し		該当者のみ
(9)	財務諸表	法人：貸借対照表・損益計算書 個人：青色申告書又はこれに準ずるもの(資産負債調等) ・申請日直近の事業年度のもの	必須
(10)	使用印鑑届出書 【第4号様式】		該当者のみ

## 5 承継等（事業（営業）譲渡、合併、分割、法人設立）届出書について

法人の設立の日（個人にあっては事業開始の日）から審査申請日までの期間が1年に満たないときは、次のいずれか1つの場合にのみ、資格審査の申請ができます。

- (1) 1年以上の営業実績を有する者からの営業譲渡
- (2) 1年以上の営業実績を有する法人の吸収合併
- (3) 1年以上の営業実績を有する法人を含む新設合併
- (4) 1年以上の営業実績を有する法人の新設分割
- (5) 1年以上の営業実績を有する法人の吸収分割
- (6) 1年以上の営業実績を有する者からの相続
- (7) 1年以上の営業実績を有する者の法人設立

(1)から(7)に該当し申請を行う場合は、【第3号様式】を作成し提出してください。

## 6 提出方法

- ・提出部数：1部
- ・持参又は郵送（電子メール及びFAXでは、受付できません。）

※受領書等の発行はしておりません。受領書等の送付を希望する場合は、必ず受領書と切手を貼った返信用封筒、または切手付きハガキを同封してください。

※その場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

- 提出書類はA4サイズに揃えて、「4 提出書類等」の提出書類一覧の番号順に並べ、紐綴じまたは、ホチキス、紙ファイルにより綴って提出ください。

## 7 提出先

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地  
津南町役場 総務課 企画財政班

※郵送の場合は、封筒の表に「令和8・9年度入札参加資格審査申請書 在中」と記入して  
ください。

## 8 その他

(1) 申請書等は、必ず津南町所定の様式を町ホームページからダウンロードのうえ使用してください。

※各様式について新潟県の様式を一部変更して使用しています。また、記入方法について  
は、「物品等入札参加資格審査申請要領」をご覧ください。

(2) 年月日の記載が必要な様式には、忘れずに記載して下さい。

(3) 提出した書類に事実と異なる記載をした場合は、参加資格の取消しに処されることがありますので、くれぐれもご留意ください。

(4) 津南町においては、電子入札を導入しておりません。